

税

「税のまんが展」開催!

皆さんは、「税金ってなんだろう?」と考えたことがありますか。

私たちの毎日の生活と深い関係がある税金について、税のまんがを見て考えてみましょう。

松山税務署に応募のあった「税のまんが」を多数展示いたします。

日時

11月13日(木)～16日(日)

場所

いよてつ高島屋
8階スカイドーム

その他

催し物コーナー

★「作品展示」コーナー

「ジュニア」「中学生」「高校生」「一般」の4部門に分

けて作品展示を行います。

★「税理士による無料税務相談」コーナー

(11月13日、15日、16日の各日10時～16時)

四国税理士会松山支部の

税理士による税に関する無料税務相談を行います。

★「租税教室」「落書き」コーナーなど

パソコンを使っての租税教室などで、税について考えていただきます。

福祉

保育士の登録手続をしましょう

現在、保育士として業務を行っている方は、都道府県知事に登録する必要があります。都道府県知事から保育士証が交付されて初めて保育士として名乗ることができます。

保育士として業務を行っていない方については、必ずしも登録をする必要性はなく、登録をしなくても、資格がなくなるわけではありません。

ただし、今後保育士として業務を行おうと考えている方は、業務に就く前までに登録をしておく必要があります。

新規登録申請書類は、役場福祉課児童福祉係に置いてありますので、登録される方は

申請を行ってください。

問い合わせ

役場福祉課児童福祉係

☎985-4114

登録事務処理センター

☎0120-041-943

音声案内及びFAX

03(5485)3133

(終日)

ホームページ

<http://www.hoikushi.jp>



戸籍届出

身分証明書を ご持参ください

12月1日から婚姻や養子縁組の戸籍届出及び住民異動届の際には身分証明書が必要になります

近年、本人の知らない間に婚姻などの戸籍届出や住民異動がされるといふ事件が、全国的に発生しています。松前町では、このような虚偽の届出の防止と早期発見のため、

12月1日(月)から、窓口にてこれらの方の本人確認を実施します。届出の際には、身分証明書をもちこたください。(図1参照)

なお、身分証明書をもちこたない方も届出はできますので、窓口にお申し出ください。後日、郵便でお知らせします。

(郵送などで転出証明書を請求される際には、身分証明書のコピーを同封してください。) 窓口にてこれらの方の皆様には、ご負担をおかけすることになります。ご協力をお願いいたします。

問い合わせ

役場町民課住民係

☎985-4105

(図1)

＜届出に必要な身分証明書等＞

届出の種類		身分証明書等の種類
戸籍届出	婚姻届	官公署発行の顔写真が添付されている身分証明書 ・運転免許証 ・パスポート ・住民基本台帳カード など
	協議離婚届	
	養子縁組届	
	協議離縁届	
	転籍届	
分籍届		
住民異動届		・上記に同じ ・その他 健康保険証 年金手帳 医療受給者証 など 本人に相違がないことを証明された書面